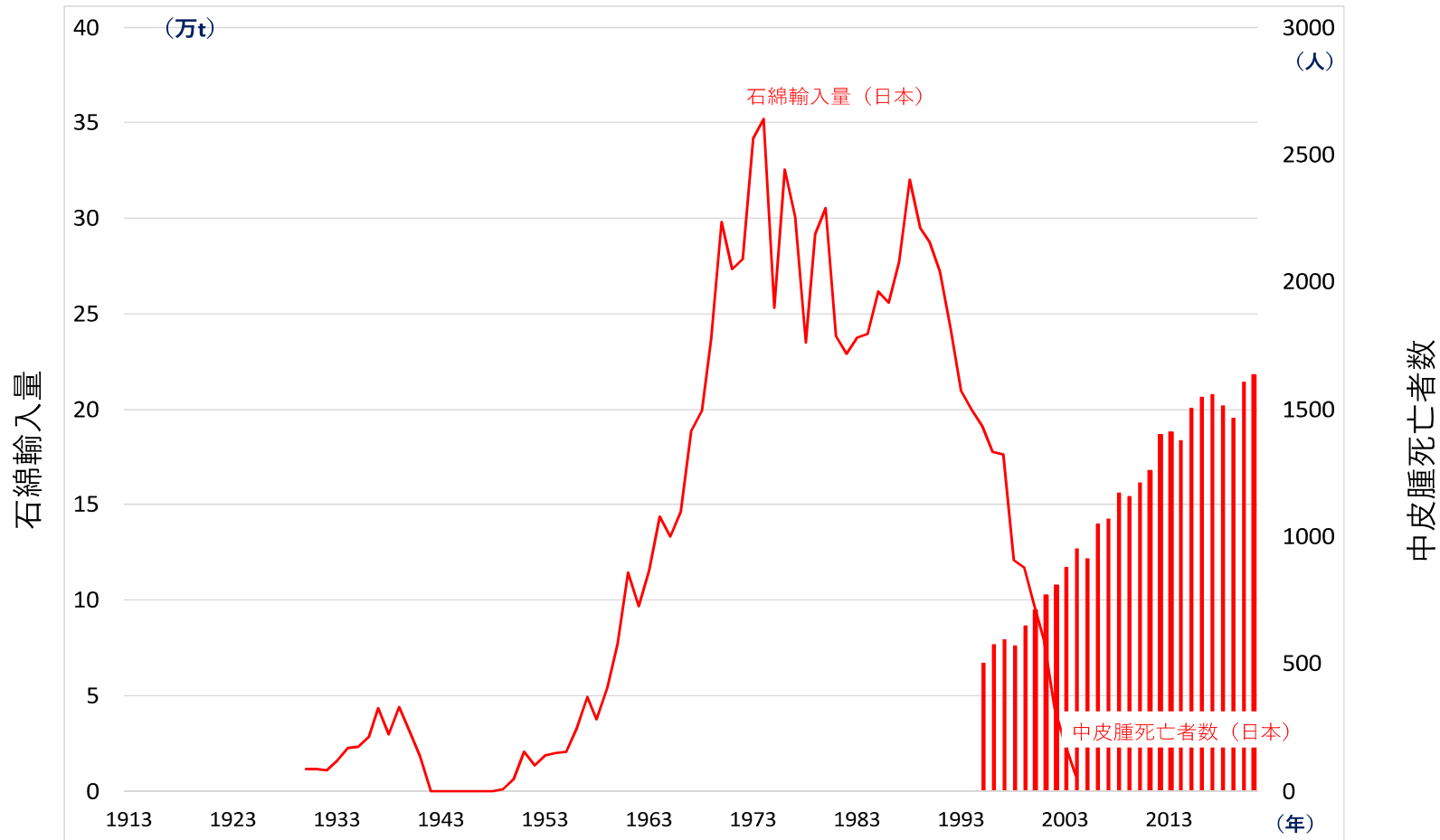


大阪府石綿飛散防止対策セミナー

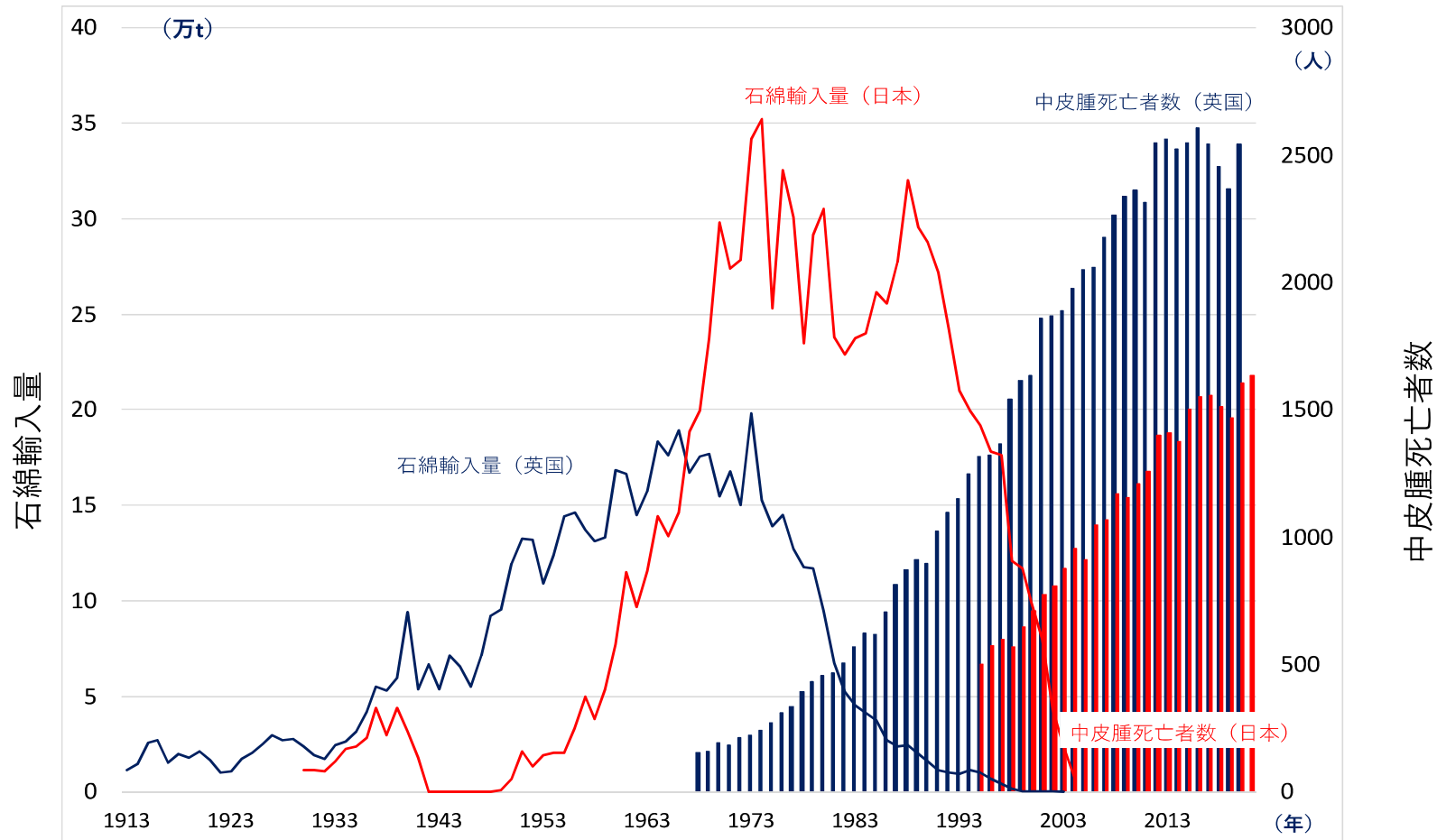
解体等工事における事前調査の実務

建築物石綿含有建材調査者協会 副代表理事
外山尚紀

石綿輸入量と中皮腫死亡者数の推移

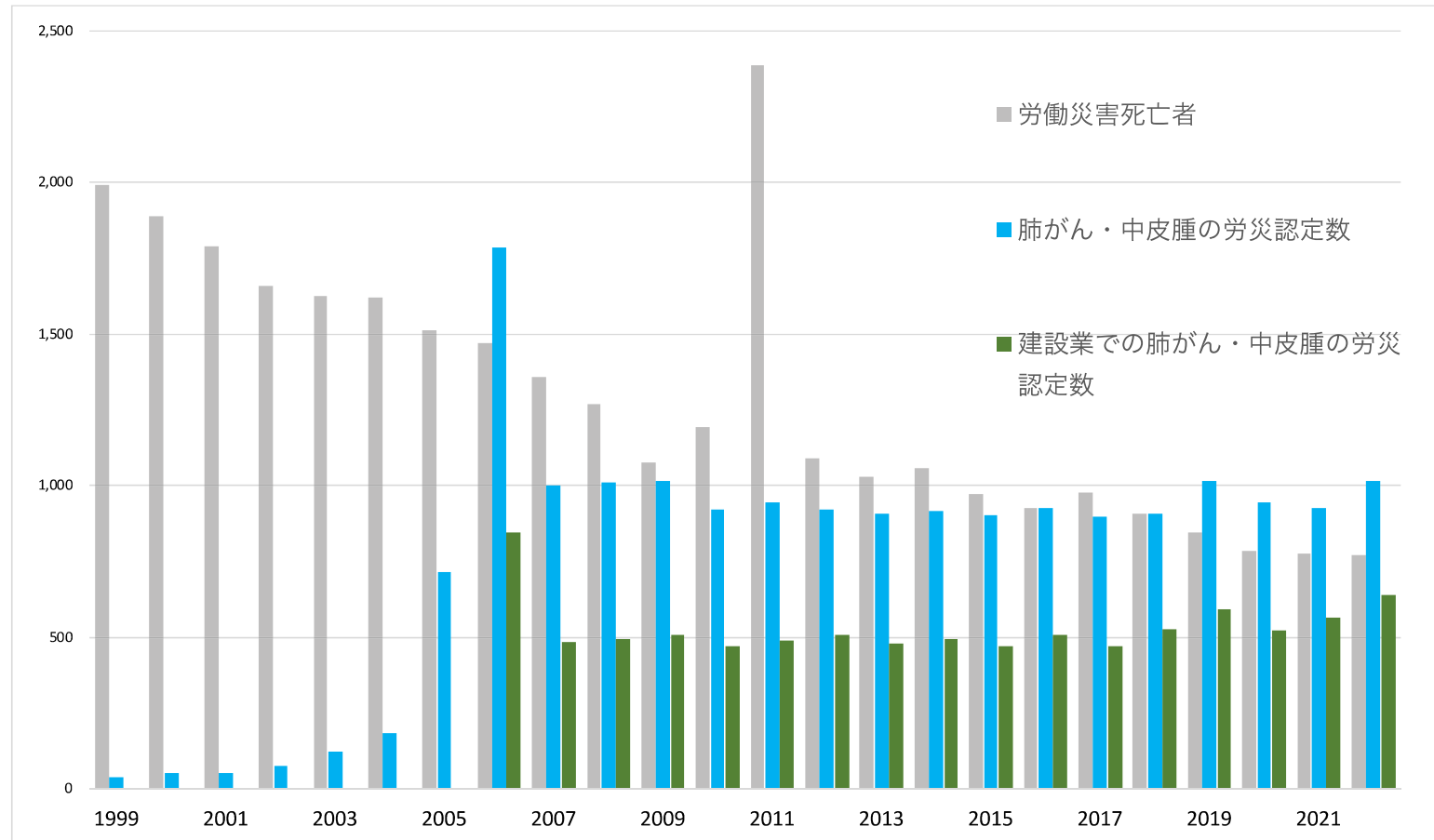


石綿輸入量と中皮腫死亡者数の推移



労働災害死亡者数と肺がん・中皮腫による労働災害認定者数の推移

人



年

1 法改正で何が変わったのか？

石綿の法規

①労働安全衛生法と石綿障害予防規則

=労働者保護

②大気汚染防止法

=周辺住民保護

解体等工事の規制

③建築基準法

=建物利用者保護

使用中の建物の規制

石綿の法規

第3条（事前調査及び分析調査）

①事業者は、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

②事前調査の方法

- ・ 設計図書等に文書による調査
- ・ 現場での目視による確認

③②以外に

- ・ 過去の調査結果を確認する方法

- ・ 2006年（H.18）9月1日以降着工の建築物は着工時期を確認

④建築物石綿含有建材調査者等による調査（2023.10.1施行）

⑤分析調査を行うか、石綿含有と「みなす」

⑥分析調査者による分析調査（2023.10.1施行）

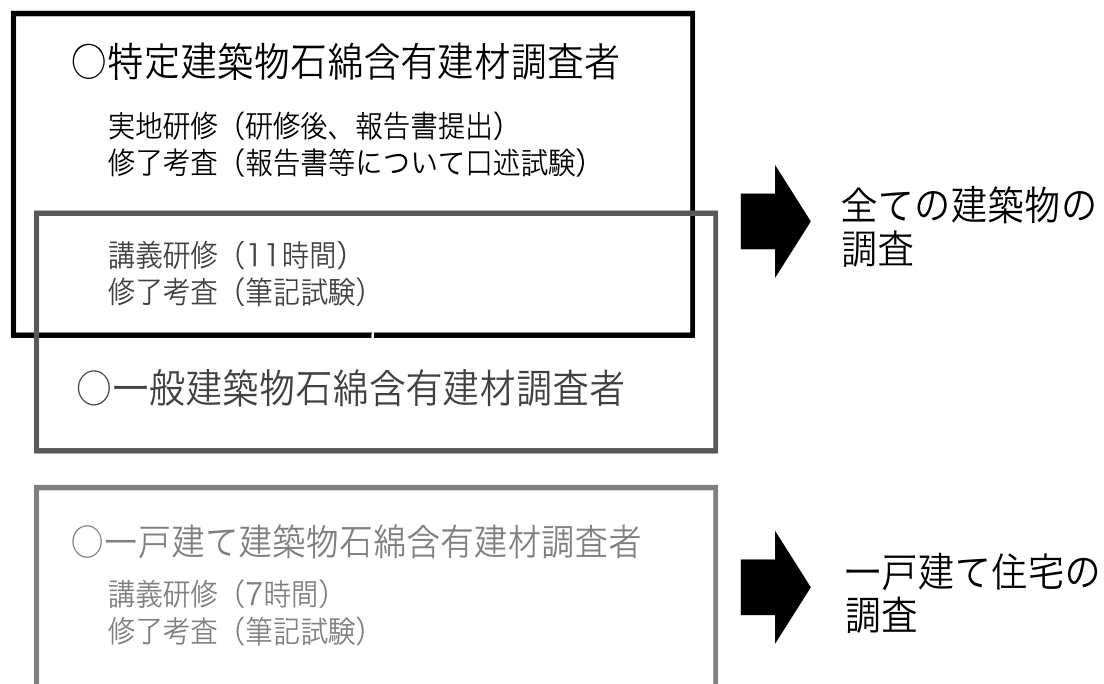
⑦記録の作成と保存 ⑧調査結果の掲示

⑨調査できなかった箇所の施工中の調査

石綿の法規

第3条（事前調査及び分析調査）【2023.10.1施行】

建築物の事前調査は、**建築物石綿含有建材調査者等**に行わせなければならない。



石綿の法規

第4条の2 (事前調査の結果等の報告)

事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、電子情報処理組織を使用して、事前調査の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- ①建築物の解体工事(床面積の合計が80平方メートル以上)
- ②建築物の改修工事(請負代金の額が100万円以上)

事前調査の必要がない作業（解体工事に該当しない）

(ア)除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

この他に調査不要の工作物、船舶が例示されている。

厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」



事前調査の必要がない作業（解体工事に該当しない）

- (イ)釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、**石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。**なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ)既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、**新たな材料を追加するのみの作業。**

厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」



事前調査の必要がない作業（解体工事に該当しない）

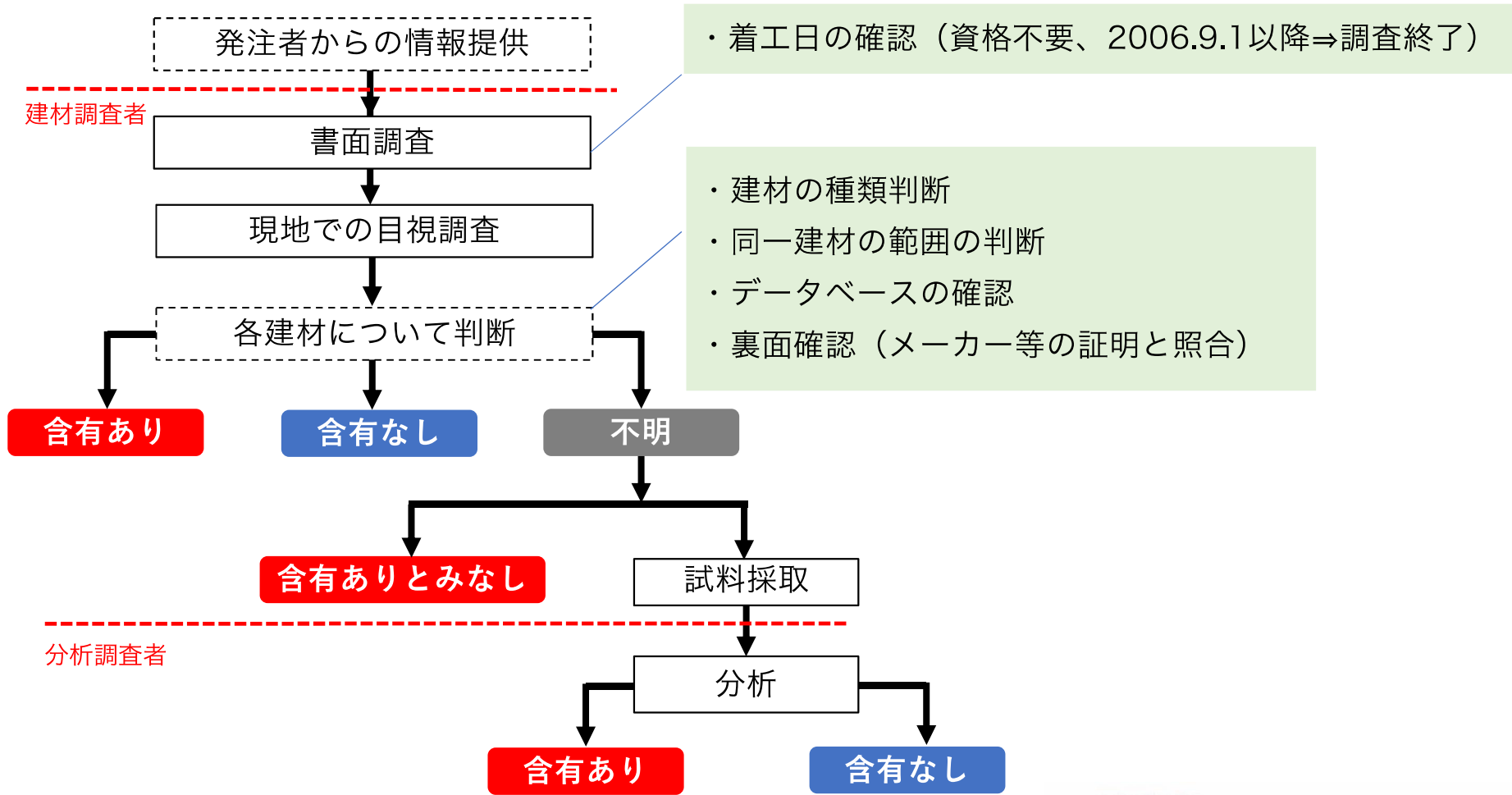
- ①床面積の合計が80平方メートル未満の解体工事
- ②請負代金の額が100万円未満の改修工事

事前調査報告不要

- (ア)石綿等が含まれていないことが明らかなもの
- (イ)極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- (ウ)新たな材料を追加するのみの作業

事前調査不要

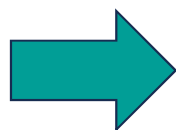
事前調査の流れ



事前調査



- 発注者への書面による説明
- 都道府県知事および労働基準監督署長への報告
- 掲示と現場への備え付け
- 記録の作成と保存
- 作業計画作成



作業計画による作業

施工時の石綿飛散防止

建材	除去時の飛散防止対策
吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有吹付けバーミキュライト 石綿含有吹付けパーライト	①作業場所の隔離、②集じん・排気装置による排気、③セキュリティゾーンの設置、④負圧の維持、⑤作業開始時の漏洩の有無の確認、⑥集じん・排気装置の変更時の漏洩の有無の確認、⑦作業開始時等の負圧の維持の確認、⑧異常時の対応、⑨除去の完了の確認、⑩隔離内は電動ファン付き呼吸用保護具を着用
石綿含有耐火被覆板 石綿含有煙突用断熱材 石綿含有折板裏断熱材 石綿含有配管保温材	①隔離、②常時湿潤な状態または除じん性能を有する電動工具の使用、③隔離内は電動ファン付き呼吸用保護具を着用
けい酸カルシウム板第1種 (切断等による除去) 石綿含有建築用仕上げ塗材 (電動工具を用いて除去)	①切断以外の方法、②湿潤化または除じん性能を有する電動工具の使用、③電動工具を使用する場合は電動ファン付き呼吸用保護具を着用
石綿含有成形板 石綿含有接着剤 けい酸カルシウム板第1種 (切断等によらない除去) 石綿含有建築用仕上げ塗材 (電動工具を使用しない除去)	①隔離、②常時湿潤な状態または除じん性能を有する電動工具の使用、③隔離内は電動ファン付き呼吸用保護具を着用

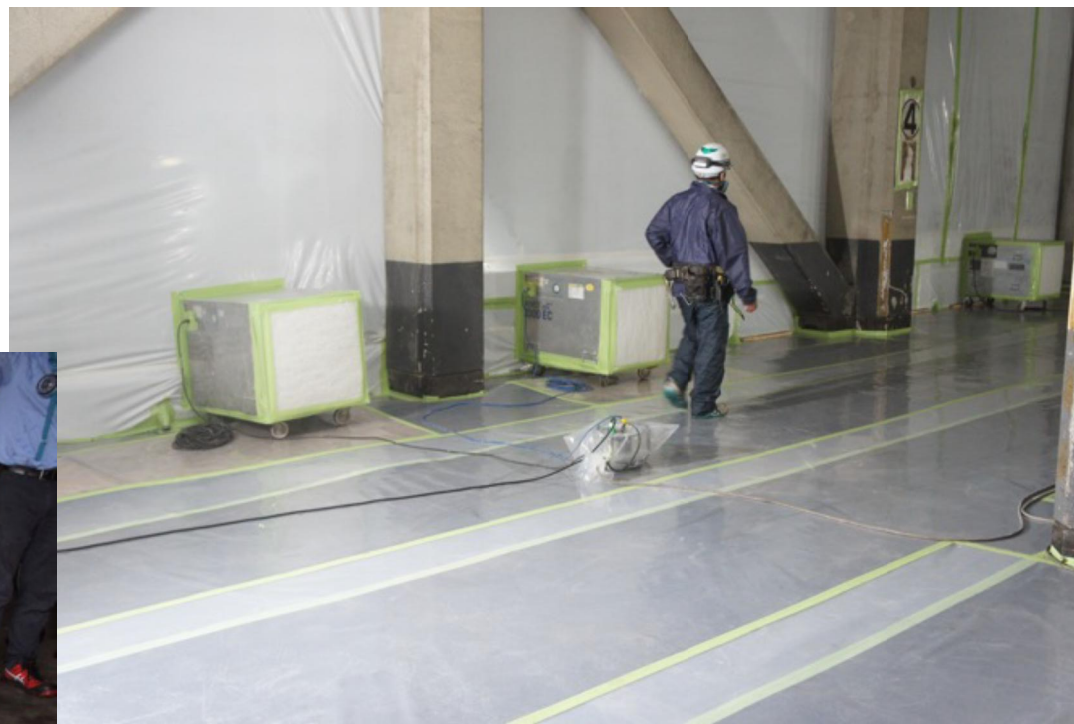
石綿含有吹付け材【レベル1、2】の除去作業



石綿含有吹付け材【レベル1、2】の除去作業



石綿含有吹付け材【レベル1、2】の除去作業



石綿含有成形板【レベル3】の除去作業



石綿含有成形板【レベル3】の除去作業



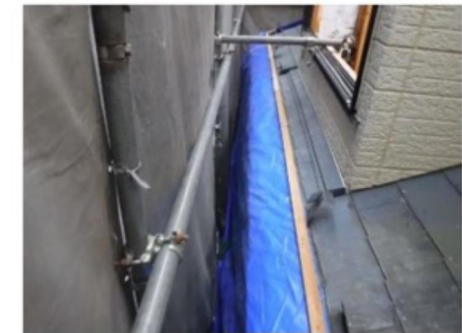
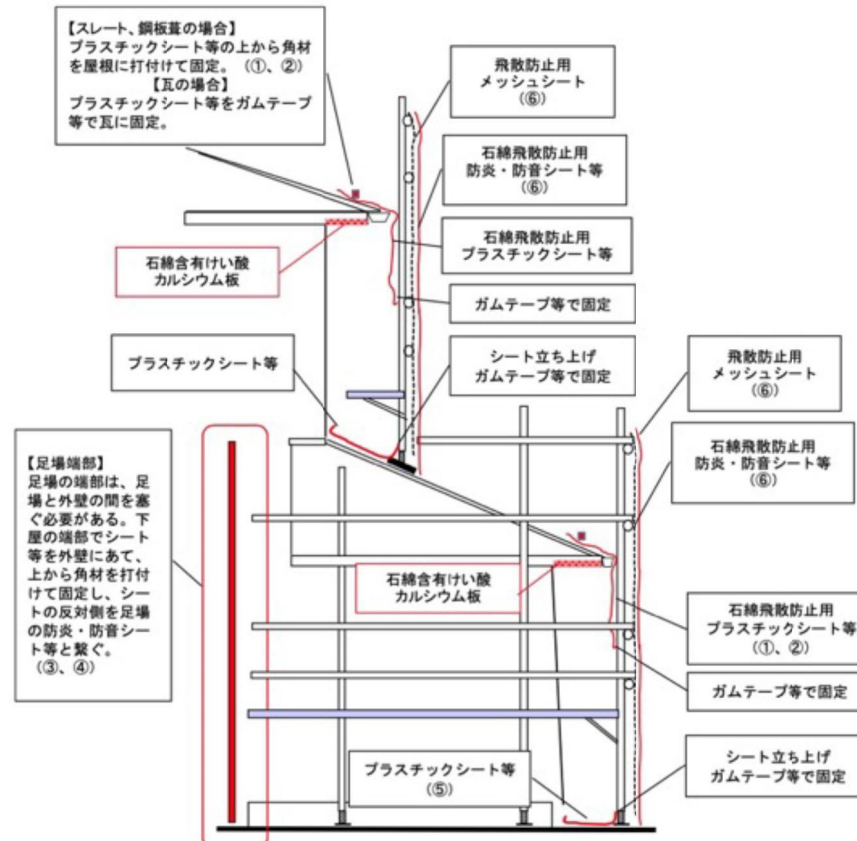
石綿含有成形板【レベル3】の除去作業



石綿含有成形板【レベル3】の除去作業

けい酸カルシウム板第1種（切断等による除去）の施工例

【屋外での隔離養生(負圧不要)の参考例】



①屋根にシート掛けし、上から角材で押さえ釘で固定する。

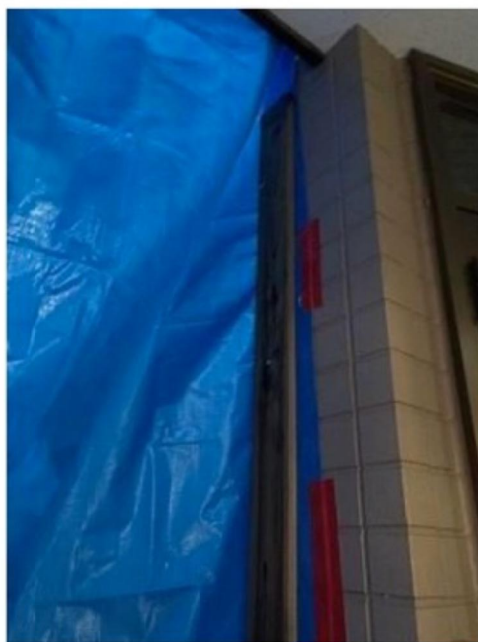


②固定部を拡大。

石綿ばく露防止飛散漏えい
防止対策徹底マニュアル
P.184

石綿含有成形板【レベル3】の除去作業

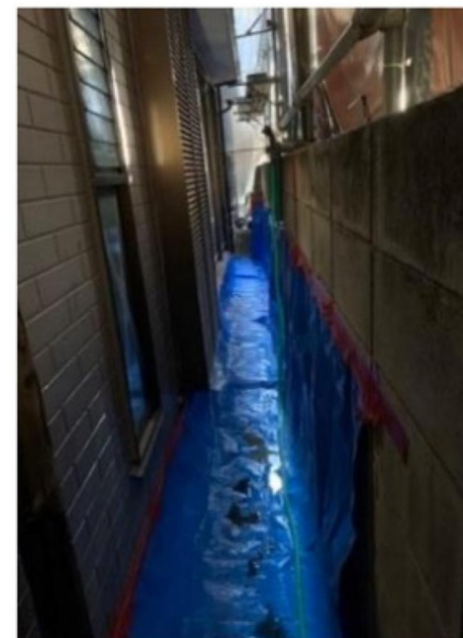
けい酸カルシウム板第1種（切断等による除去）の施工例



③外壁とシートを角材で固定。
シートの反対側は足場のシート等と繋ぐ。



④下屋の端部での隔離養生の外観。



⑤床部シート養生の設置（通気性がない素材）※奥や手前の端も確実に囲う。

発注者の責務

- 調査結果によって工期、工費が大きく変動する。
- 発注者が、事前調査のための時間と費用、石綿含有建材の除去等のための時間と費用について理解し、協力することが重要
- 石綿則および大防法発注者の責務等→次ページ

⇒調査者は、適正な調査のために発注者にこれらを説明することを想定して、理解する。

発注者の責務

法令上の発注者の責務

項目	主な実施事項	安衛法関連	大防法関連
発注者の責務	請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。 作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	規8	
解体等の作業の条件	規定の遵守をさまたげるおそれのある条件をつけないように配慮すること。	規9	法18の16
事前調査の費用の負担と協力	事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力しなければならない。		法18の15
事前調査結果と作業計画の説明	事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法18の15、規16の6、7
作業計画届	発注者は、レベル1、2の除去作業等について計画を都道府県知事に14日前までに届け出ること。	(規4の2により事業者が届出)	法18の17
作業の報告	作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法18の23、規16の15

法規上の発注者の責務

1. 事前調査の費用を適正に負担する。
2. 過去の石綿調査結果がある場合は提供する。
3. 事前調査結果の報告を受ける。
4. 石綿除去の費用を適正に負担する。
5. 吹付け石綿等の除去の作業の届出をおこなう。
6. 作業完了の報告を受ける。

石綿障害予防規則

石綿障害予防規則違反 = 労働安全衛生法第22条違反

→第119条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

大気汚染防止法

第18条の15 第6項（報告）違反

→ 第35条 30万円以下の罰金